

認定特定非営利活動法人

ICA文化事業協会

定 款

2001年3月30日 成立

2009年3月04日 改正

2012年9月30日 決議

2013年9月19日 決議

2014年9月13日 決議

2015年9月05日 決議

2019年5月16日 決議

2021年4月13日 改正

2023年4月10日 改正

2025年7月 1日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ICA文化事業協会という。(英語名は、The Institute of Cultural Affairs: Japan) ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人アイシーエー文化事業協会と表示する。以下、「法人」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区中央1丁目3番20-601号ライフステージ365-3号館に置く。

2. この法人は、ICAインターナショナル(在カナダ)及び他の海外ICA組織と提携をもちながら、日本において独立して運営される団体とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、発展する世界の中で、将来の可能性や時代のニーズを調査研究し、人間開発を中心に国際協力事業を推進する。草の根レベルの住民が積極的に地域開発に参加してこそ、持続可能な発展が可能であるという信念に基づいて、参加型のプログラムを実施する。文化、社会、経済のバランスの取れた開発及び人材育成を実施することで、世界が直面する問題解決に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 社会教育の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- ① 持続可能な地域社会を実現するための国際協力事業およびパートナーシップ・プロジェクトの推進
- ② 公平な市民社会を実現するためのセミナー、ワークショップ及びトレーニング・プログラムの実施
- ③ 人間開発のためのシンポジウム、国際会議及び国際交流プログラムの実施
- ④ コミュニティー活動への住民参加を促すためのコンサルティング、タウンミーティングの実施
- ⑤ 組織運営能力向上のためのプログラムの実施
- ⑥ 住民参加及び市民活動を活性化するための出版物の刊行
- ⑦ 異文化相互理解のための研修旅行、研修プログラム、外国語の指導
- ⑧ 一般資料及び本の販売

2. 収益事業

- ① 営利企業へのトレーニング及びコンサルティング
- ② 前号に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、第2項に係わる収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会での議決権を持つ。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会での議決権を持たない。

（入会）

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 法人の目的趣旨を支持すること。
 - (2) 法人と積極的及び協力的な関係をもつこと。
 - (3) 総会において定められた年会費を納入すること。
 - (4) 会員として入会を希望するものは入会申込書により、理事会に申し込むこと。
2. 理事会は入会の申し込みがあったとき、そのものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事会は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金および会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 退会届を提出したとき。
- (3) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (4) 法人から除名されたとき。
- (5) 法人が解散したとき。

（退会）

第10条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、理事会の議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は、最低3名、最高6名とする。
 - (2) 監事は、1名以上とする。
2. 理事のうち、会長、理事長、副理事長を各1名ずつ置く。理事長及び副理事長は共同で作業にあたるが、最終的な執行権限は理事長がもつ。
3. この法人は法律上の役員のほか、必要に応じて顧問若干名をおくことができる。顧問は理事長が推薦し、理事会が承認する。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2. 理事の内、2名は専従職員から選任することが出来る。
- 3. 会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5. 理事長は、理事の中から担当理事を指名することができる。
- 6. 理事長を補佐するため、運営会議を設ける。運営会議のメンバーは理事の中から理事長が指名する。
- 7. 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、長期的、総合的な立場で法人への助言、支援を行い、総会において議長を務める。

- 2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。
5. 担当理事は、理事長を補佐する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産状況を監査すること。
 - (3) 理事長に対して、本会の業務執行状況及び財政状況についての助言を与えること。この助言は、次の第4号から第6号までの行為に先立って行われねばならない。
 - (4) 理事に対して、本会の業務執行の状況及び財政状況についての意見を述べるために、理事会の招集を請求すること。
 - (5) 第1号及び第2号の規定による監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。ただし、死亡による辞任の場合は、この限りではない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1以上が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、総会の議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員がその職務を執行するために要した費用は、妥当であると認められる場合には、理事長の承認を経て、支弁することができる。

(事務局設置)

第19条 この法人に事務局を置く。事務局は、本会の業務の執行、管理を行い、必要な職員を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条における借入金の場合も同じ扱いとする。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (3) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (4) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面（電磁的方法を含む）による招集の請求があったとき。
- (5) 監事から第14条第6項第6号の規定に基づいて招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、前条第2項第5号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2項、第2号、第3号、第4号及び第5号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電磁的方法を含む）により、開催の日の少なくとも7日間前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、会長がつとめるが、欠席の場合には理事長がこれにあたる。

（定足数）

第26条 総会は委任状を含め正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、正会員にあらかじめ通知した事項とする。

- 2. 総会の議事は、合意形成の過程を経た後に、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定するか、又は、さらなる協議を促すものとする。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面（電磁的方法を含む）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- (1) 監事は理事会に陪席する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 少なくとも3名の理事が目的を記載した書面（電磁的方法を含む）をもって請求をしたとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により監事が開催を請求したとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面（電磁的方法を含む）により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長がつとめる。ただし理事長が欠席の場合には副理事長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面（電磁的方法を含む）をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会及び理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、これを分けて次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係わる事業会計

(2) 収益事業会計

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事長は既定予算の追加又は更正を理事会にはかることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を3ヶ月以内に得なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数にかかるものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を経なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
4. 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において選定した同類の主旨をもった日本国内の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、本会のニュース・レター、ホームページ、及び官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

2. 閲覧に関しては法の定めるところに従い、管理規定を設け、当会の事務所において必要な資料を閲覧に供する。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

（附則）

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人は、1970年に任意団体としてスタートして以来、1982年に定款を作成、活動を続けているICA文化事業協会を引き継ぐものとする。
3. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

設立当初の役員

2000年～2002年までのグループ

顧問 松田 岩夫

理事長 佐藤 静代

理事 原田 進

理事 HINKELMAN DON WILLIAM (ヒンクルマン・ダン・ウィリアム)

理事 村山 正

監事 伊藤 雅敏

2000年～2001年までのグループ

理事会長 河合 良

副理事長 ELLSWORTH WAYNE ALLAN (エルスワース・ウェイン・アラン)

理事 伊藤 政人

理事 重田 康博

理事 橋場 文昭

監事 岩田 護

4.この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、前項において定めた2000年から2002年までのグループについては成立から2002年6月30日までとし、2000年から2001年までのグループについては、2001年6月30日までとする。

5.この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2001年6月30日までとする。

6.この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会員

a.個人年会費 15,000円

b.団体ゴールド年会費 200,000円

c.団体シルバー年会費 100,000円

d.団体ブロンズ年会費 50,000円

(2) 準会員

(1) 団体10,000円

(2) 個人10,000円

(3) 学生5,000円